

安城市障害者福祉計画 策定概要

令和2年9月29日
安城市障害者福祉計画策定委員会

1. 障害者支援関連法の整備

平成30（2018）年

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。

令和元（2019）年 読書バリアフリー法

読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

2. 障害者基本計画（第4次）

《計画期間》

平成30（2018）年度からの5年間

《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去する基本的な方向を定める。



安城市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



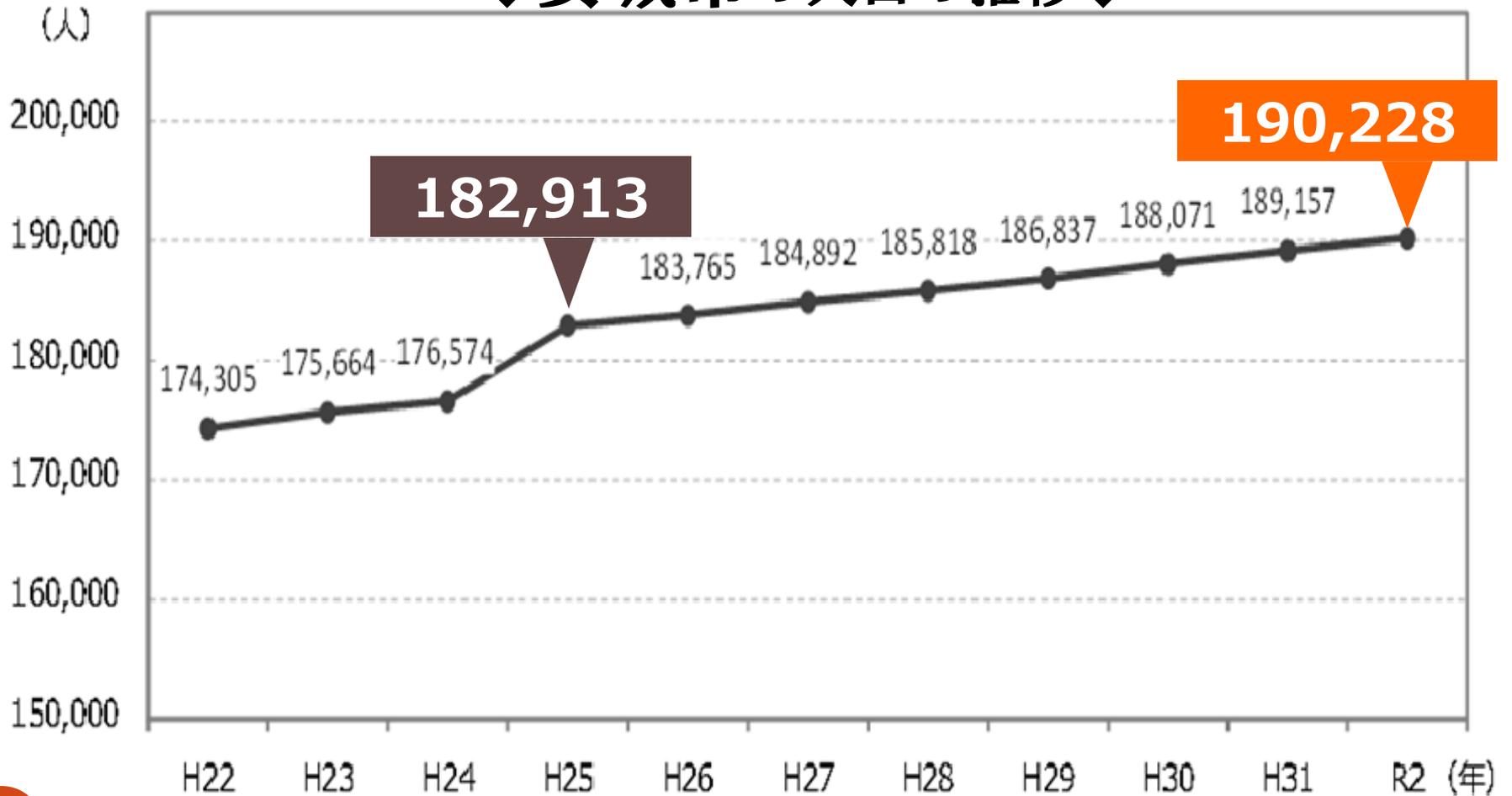
つながる。かなえる。健幸のまち、安城

3. 計画の位置づけと期間、策定体制

1. 計画の位置づけ
2. 計画の期間
3. 障害のある人の定義と支援体制
4. 計画の策定体制

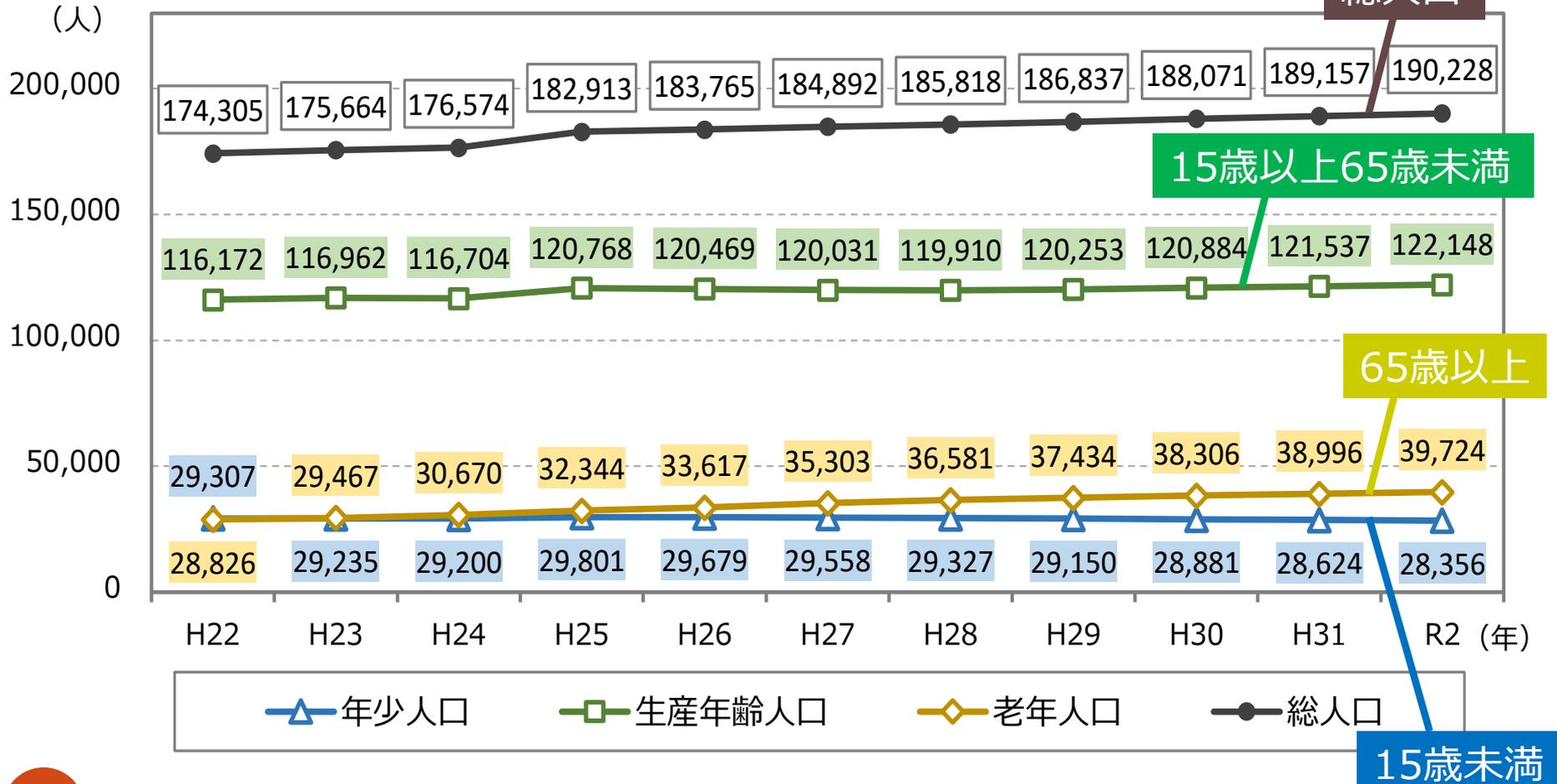
4. 障害者等の状況

◆安城市の人口の推移◆



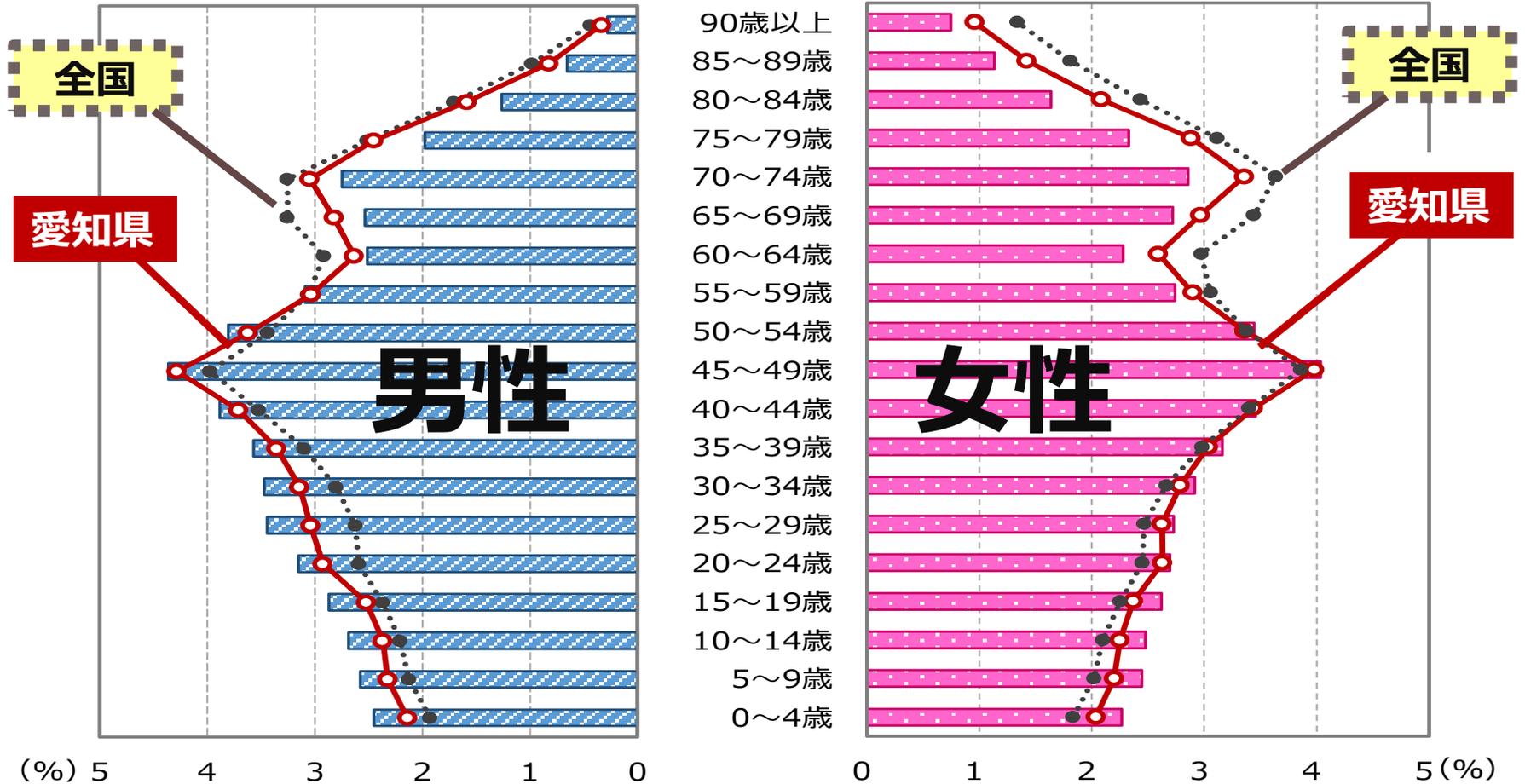
4. 障害者等の状況

◆年齢区別の人口の推移◆



4. 障害者等の状況

◆人口構成の全国との比較◆



4. 障害者等の状況

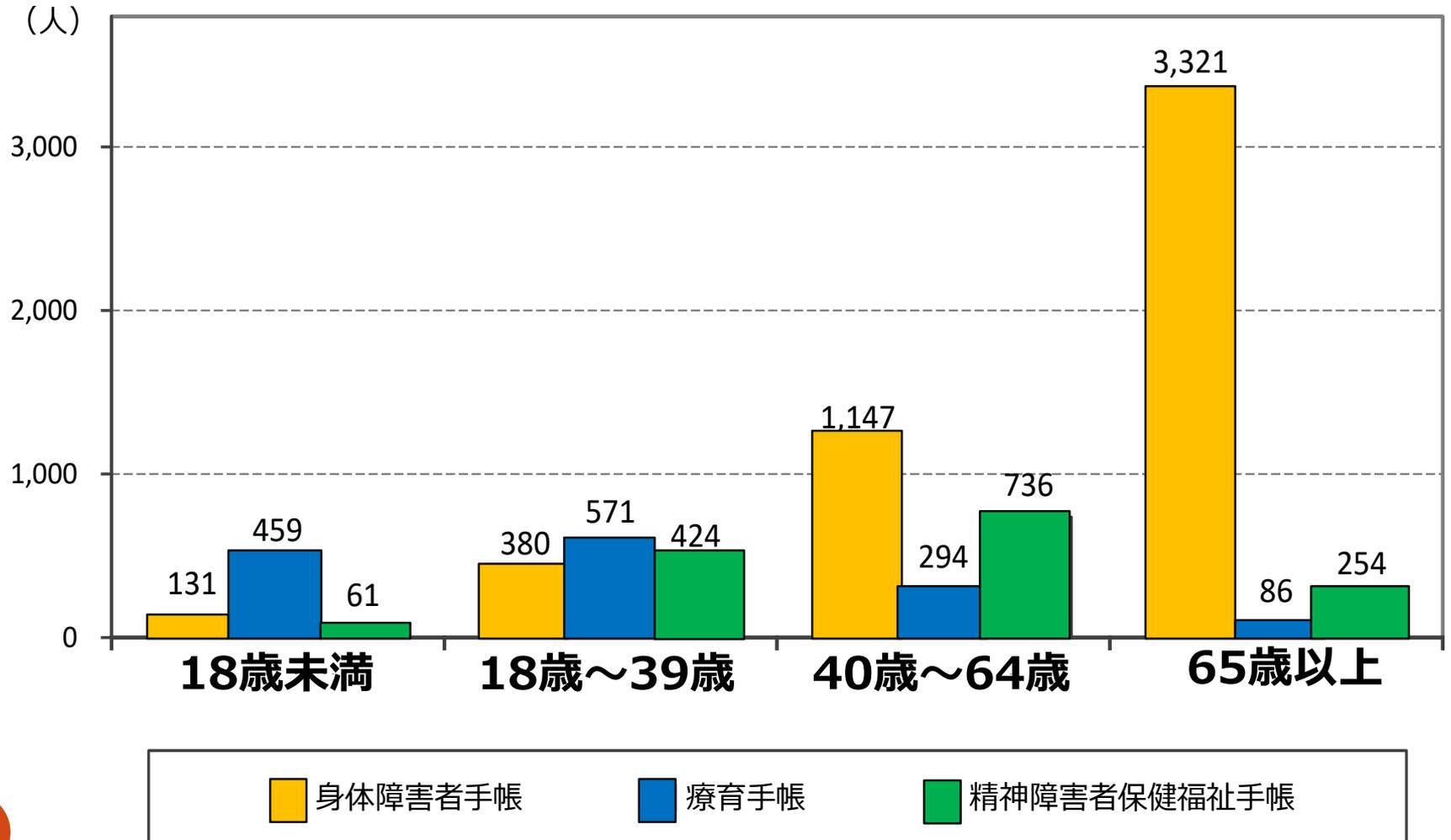
(単位：人、%)

	身体	療育	精神	合計	総人口に占める割合
H28年度	5,039	1,214	1,061	7,314	3.9
H29年度	5,022	1,264	1,118	7,404	4.0
H30年度	5,038	1,305	1,254	7,597	4.0
R元年度	5,010	1,361	1,323	7,694	4.1
R2年度	4,979	1,410	1,475	7,864	4.1

各年度4月1日現在

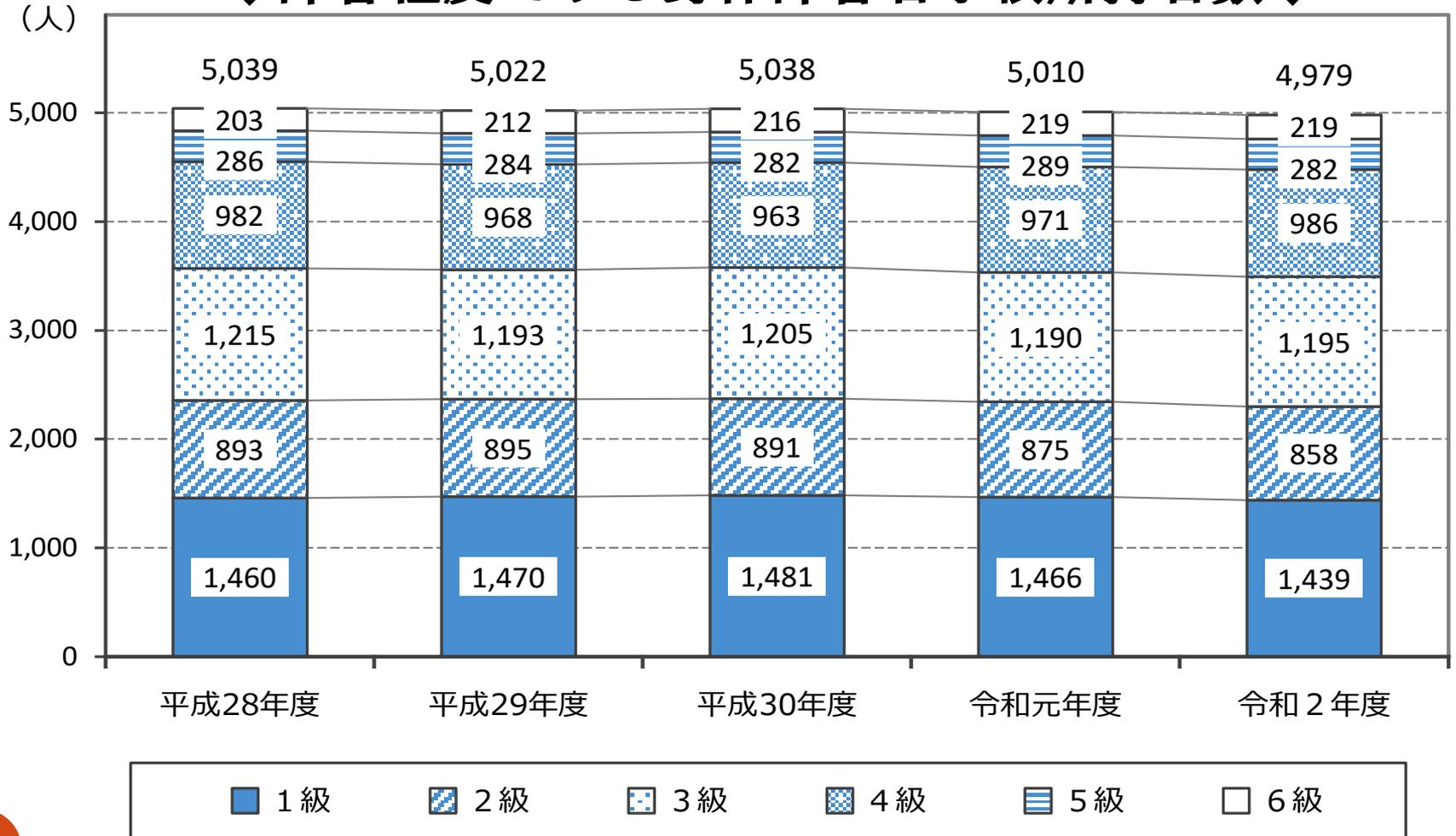
4. 障害者等の状況

◆障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆



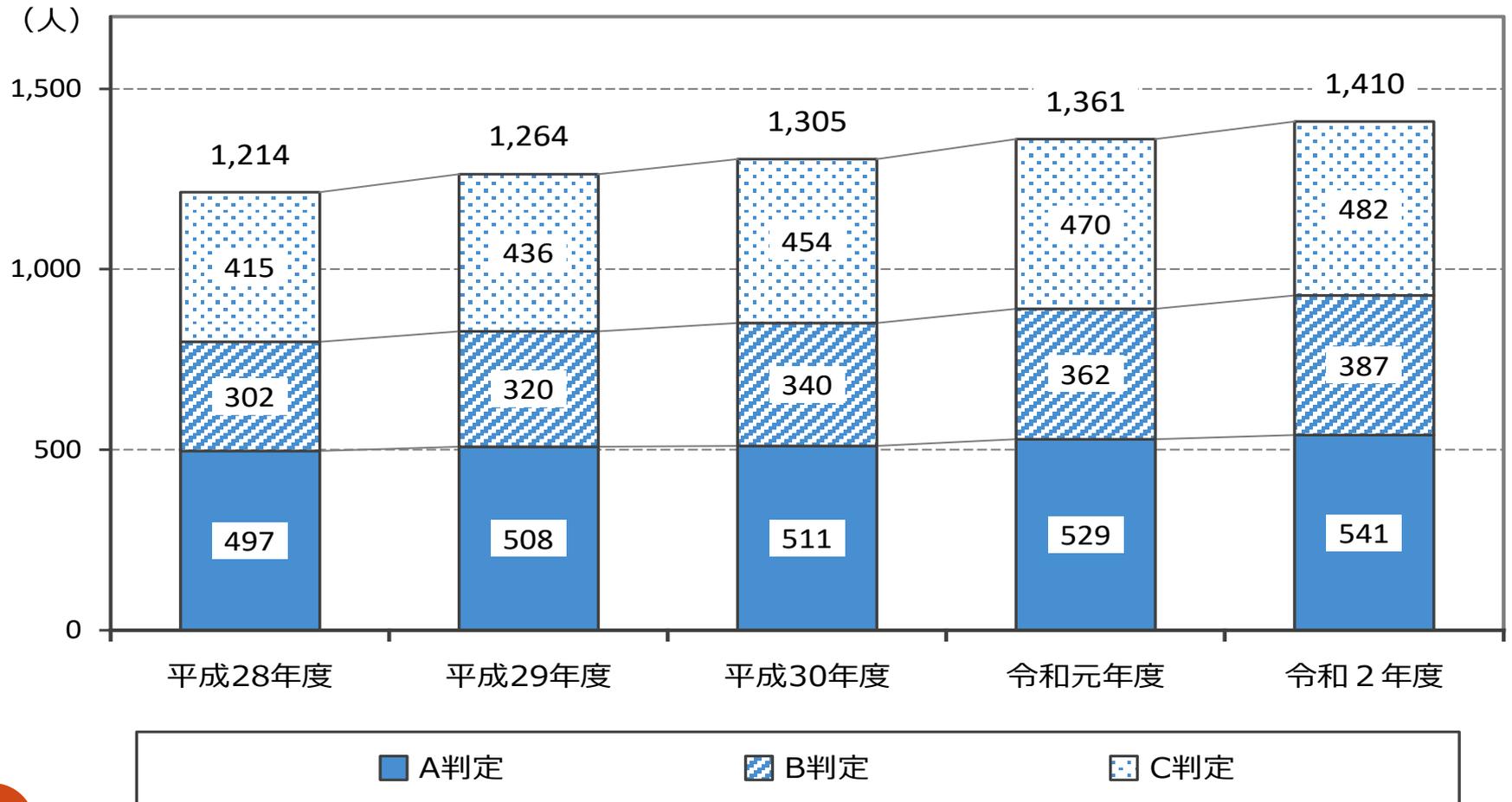
4. 障害者等の状況

◆障害程度でみる身体障害者手帳所持者数◆



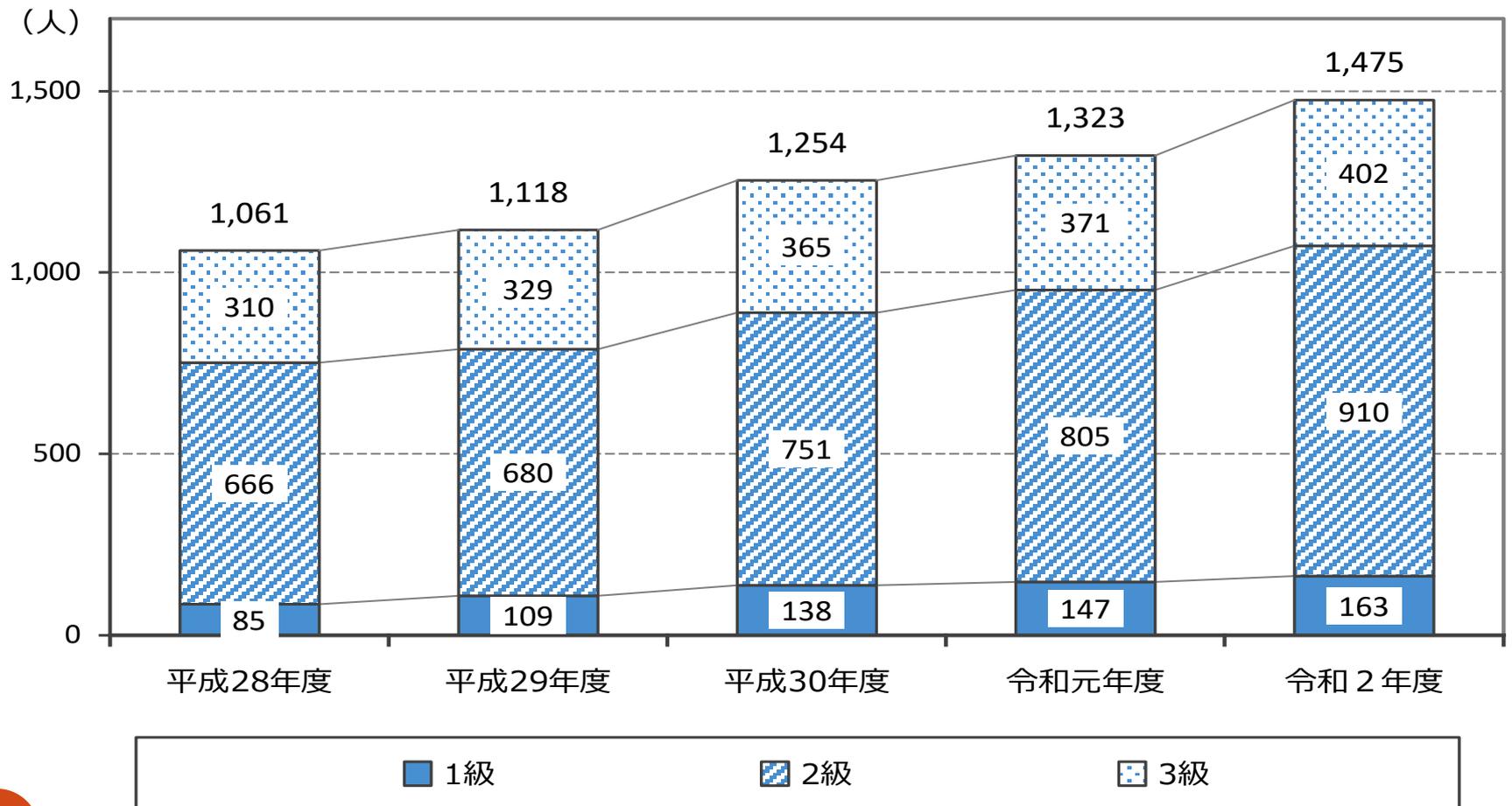
4. 障害者等の状況

◆障害程度でみる療育手帳所持者数◆



4. 障害者等の状況

◆障害程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数◆



5. 策定委員会・関係団体ヒアリング 意見について

No	意見	反映した点
3	<p>新たな施策体系（案）について、啓発・広報の分野に『権利擁護』があることに疑問を感じました。現行の計画では、相談・情報提供の施策として位置付けています。</p> <p>障害者権利条約の引用文『障害者の施策の「客体」としてだけでなく、必要な支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉え』という理念からも、市民に対して啓発・広報する「客体」として障害者の権利擁護を位置付けるのではなく、相談・情報提供の「主体」として位置付けた方が良いと感じます。「あなたはこういう権利を持っています。それを社会は尊重します」という立場に立って施策に具現化する意味でも、相談・情報提供の方がふさわしいと思われます。</p>	<p>施策体系を見直し、相談・情報提供「3-4 権利擁護の推進」へ移行しました。</p>

5. 策定委員会・関係団体ヒアリング 意見について

No	意見	反映した点
4	分野別施策に記載されている実績の記載方法のうち「取組みの実施」という表現はわかりにくいと思います。	具体的な取組内容に修正しました。
8	地域での関わりの中で、障害のある方と接する機会があるが、障害以外にも様々な問題が複雑に絡み合っていることもあり、解決が難しい。そうした場合は、市役所にはどこに相談に行ったら良いか。現場の声を聞きながら問題解決に向けた方法を教えてもらえるようにしてもらいたい。	P10に支援体制のイメージ図を挿入します（作成中）。P35「1 生活環境」に現状と課題を記載しました。 分野別施策No. 7「地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実」に項目立てし、適切な支援が行えるよう取り組んでいきます。

5. 策定委員会・関係団体ヒアリング 意見について

No	意見	反映した点
19	事業者として強度行動障害のある方の支援に携わっているが、そういった方たちを支えるためのチームづくりが必要だと思う。また、施設などのハード面の整備やソフト面の整備も重要だと感じる。福祉関係者も医療関係者と連携をしっかりとって、一つの事業所で抱えるのではなく、関係者同士で助け合えるような関係づくりができれば良いと思う。	強度行動障害等を有する方への支援という項目を施策No.40として新規に設定しました。 具体的には、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、地域生活支援拠点等の連携や地域の見守り等関連施策を総合して取り組みます。
20	重度な障害（強度行動障害等）のある方の受け入れ態勢が出来ていないと感じます。	

5. 策定委員会・関係団体ヒアリング 意見について

No	意見	反映した点
33	<p><u>8050問題、老障介護への長期的な視点を持った支援体制整備</u></p> <p>現状では、高齢の障害者の事例が身近にない。そのため、案外近い将来に直面するかもしれない課題について、イメージがわからない関係者が多いのが現状と思われる。</p> <p>市役所で事例把握と紹介に努めてほしい。把握のためには施設と連携してほしい。</p>	<p>親亡き後に関してP41「2生活支援」に現状と課題を記載しました。</p> <p>具体的な取組としては、施策No2居住の場の確保、No.24、No.77等日中活動や就労の場の確保、No.32移動の支援、P49 No.85成年後見制度の利用、No.37等相談支援等、多岐にわたる関連施策を総合して取り組みます。</p>

5. 策定委員会・関係団体ヒアリング 意見について

No	意見	反映した点
39	障がい者に対する差別や偏見をいつも感じており、偏見や差別を少なくする事が必要と思います。難しい問題ではありますが、子供の頃からの教育や障がい者やその家族の事を市民の方々に知ってもらえる様、福祉計画策定を望みます。	差別解消に向けた取組として、様々な交流機会の創出（施策No.8、No.34、No.82）、啓発（No.71、No.79、No.80、No.82）等を記載しました。
41	学校の先生や保育士の方等には、障害に対する理解を深めていただけるような資質向上の取り組みをお願いしたい。	市職員、教職員の理解促進という項目を施策No.83として新規に設定しました。
44	障害者（児）も祭りや町内一斉清掃など、積極的（できる範囲で）に参加する。 普段から近所つきあいを密にしておく（理解者を増やしておく）。	障害者福祉施設のまつり等を通じた理解促進を図る施策No.82を記載しました。理解促進に向けた取組に引き続きご協力お願いします。

第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画

1. 計画期間

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
安城市 障害者 福祉 計画	①障害者計画	第4次					第5次							
	②障害福祉計画	第4期		第5期			第6期			第7期				
	③障害児福祉計画				第1期			第2期			第3期			

2. 国が示す「基本指針」について

◎厚生労働省告示「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(令和2年5月19日改正)

◎障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。

「基本指針」の基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

3. 基本指針に基づく計画の構成

	構成
障害福祉計画	<ol style="list-style-type: none">1 基本指針に基づく目標値2 障害福祉サービスの見込みと確保策3 地域生活支援事業の見込みと確保策4 その他の事業の見込みと確保策
障害児福祉計画	<ol style="list-style-type: none">1 基本指針に基づく目標値2 障害児支援の見込みと確保策

「基本指針」見直しの主なポイント

市町村が取り組む項目

- 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進
 - ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備の推進
 - ・ 地域共生社会の実現に向け農福連携の更なる推進と、多様なニーズに対応した就労支援として大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を追記

「基本指針」見直しの主なポイント

市町村が取り組む項目

○「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討して体制整備を進めることを追記

○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・ 難聴障害児の支援体制づくりの方向性を追記
- ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を追記
- ・ 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について追記
- ・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について追記

「基本指針」見直しの主なポイント

市町村が取り組む項目

○ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組の推進

○ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集する取組について追記

4. 障害福祉サービス等の見込みと確保策

◎訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援について、平成28年度から令和元年度の実績をふまえて見込みを作成する。

◎地域生活支援事業について、平成28年度から令和元年度の実績をふまえて見込みを作成する。

5. 障害児支援の見込みと確保策

- ◎児童福祉法に基づくサービスについて、平成28年度から令和元年度の実績をふまえて見込みを作成する。

6. 基本指針に基づく成果目標

**◎基本指針に示されている成果目標については、
目標値を定めていく必要がある。**

市町村で設定する成果目標について

- (1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実**
- (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行**
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等**

市町村で設定する成果目標について

(4) 障害児支援の提供体制の整備

(5) 相談支援体制の充実・強化等

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築